

待機児童解消に向けた追加対策

平成29年9月 追加対策

第1の柱 保育所等の整備促進

都独自の賃借料補助を拡充
賃借料が高い駅周辺等での整備を促進するため、補助額や補助対象期間を拡充

企業主導型保育に取り組む企業を支援
都独自の備品購入支援の規模を拡大

企業主導型保育における地域枠の確保・拡大
地域枠にキャリアアップ補助を適用

区市町村の要望を踏まえた補助の充実
防音壁や人工芝等の設置費用を都独自に補助



第2の柱 人材の確保・定着の支援

保育所等におけるICT化の促進
保育士の業務負担を軽減するためのシステム導入支援について、規模を拡大

保育士修学資金貸付等事業の拡充
潜在保育士の再就職支援のための就職準備金の貸付額を
勤務環境改善のための保育補助者の雇上支援を拡充
未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援事業の
利用料金の貸付を開始



第3の柱 利用者支援の充実

保育所等における児童の安全対策を一層強化
監視モニターやベビーセンサー等の設備の導入を促



現在の取組

・保護者の就労状況にかかわらず、保育サービスの利用状況や利用の意向、育児休業制度の活用状況などを把握する観点から、都内約38,000の子育て世帯を対象に「保育ニーズ実態調査」を都独自に実施。

・区市町村では、「子ども・子育て支援事業計画」の中間の見直しを検討中。



今後の展開

「保育ニーズ実態調査」の結果や、区市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し等を踏まえ、保育サービスの整備目標を検証し、平成30年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画」を改定

待機児童解消に向けた追加対策

平成29年9月15日

< 目 次 >

- 1 都独自の賃借料補助を拡充します
(参考 国制度及び東京都におけるこれまでの賃借料補助の概要)
- 2 企業主導型保育に取り組む企業を支援します
- 3 企業主導型保育における地域枠の確保・拡大を支援します
- 4 区市町村の要望を踏まえ、補助の充実を図ります
- 5 保育従事者の負担を軽減するため、保育所等におけるICT化を促進します
- 6 保育士の確保・定着を図るため、保育士修学資金貸付等事業を拡充します
- 7 保育所等における児童の安全対策を一層強化します

今後の待機児童解消に向けた取組

1 都独自の賃借料補助を拡充します

新たな展開

- 国が都の賃借料補助を受け、新たな賃借料補助を創設したことから、それを活用し、賃借料補助額の充実を図ります。
- 公示地価による地域区分は廃止し、開設後5年間としていた補助対象期間を、開設後6年目以降にも拡大します。

◆ 充実後の賃借料補助制度

	都単独	国制度併用		都単独
対象施設(事業)	認可保育所、認定こども園、 認証保育所、小規模保育、 事業所内保育、家庭的保育	認可保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育、 家庭的保育		認証保育所
開設時期	開設後5年以内		開設後6年目以降	
補助上限額	◆認可保育所、認定こども園、認証保育所： 年額 <u>4,500万円</u> ◆小規模保育、事業所内保育、家庭的保育： 年額 <u>2,250万円</u>		年額 2,200万円	
負担割合	都3/4 区市町村1/8 事業者1/8	国1/2、都1/4、区市町村1/8、事業者1/8	国1/2 区市町村1/4 事業者1/4	都1/2 区市町村1/4 事業者1/4
		※国の補助上限額を超える部分の負担割合 都3/4、区市町村1/8、事業者1/8		

- 制度の充実により、賃借料が高い駅周辺等での整備促進が期待できます。

<<参 考>> 国制度及び東京都におけるこれまでの賃借料補助の概要

【国の制度】

- 保育所開設後は、運営費(公定価格)の「賃借料加算」として建物の賃借料を支援するものとなっています。

<モデル> 認可保育所(定員100名) 年 額 : 720万円

- 都市部において、建物賃借料の額が、上述の「賃借料加算」の額の3倍を超える施設等に対して、建物賃借料と賃借料加算との差額の一部を補助するものとなっています。(平成29年度新規)

補助上限額 : 2,200万円

【都のこれまでの取組】

- スピーディーな開設が期待できる賃貸物件を活用した保育所等の整備を促進するとともに、開設後の運営の安定化を支援するため、平成28年度に建物の賃借料補助を独自に創設しています。

◆ 補助上限額

※4、5年目は1/2

各区市町村の平均公示地価	補助上限額(年額)
35万円未満	1,500万円
35万円以上2倍未満	2,000万円
35万円の2倍以上3倍未満	3,000万円
35万円の3倍以上	4,000万円

◆ 対 象 施 設 : 認可保育所、認定こども園、認証保育所
小規模保育、事業所内保育、家庭的保育

◆ 補助対象期間 : 5年間

◆ 負 担 割 合 : 都3/4 区市町村1/8 事業者1/8

≪平成29年4月1日までの開設≫
都7/8 区市町村1/16 事業者1/16

2 企業主導型保育に取り組む企業を支援します

【これまでの状況】

- 国は、企業主導型保育事業について、平成28・29年度の2年間で5万人分の受け皿整備を計画していました。
- 平成29年8月には、さらに2万人分の受け皿整備を上積みし、今年度末までに計7万人分の整備を目標として、支援を実施することを発表しました。
- 都内では、国の施設整備費の助成決定が28年度73件に対し、今年度は第一次募集(5月末締切)で86件の申請があり、都内でも企業主導型保育の整備が加速している状況となっています。

追加の取組

- 都では、平成29年度から、国の補助制度の対象外となる開設時の備品購入に要する経費について支援を開始しています。

【補助対象経費】 事故防止に資する備品(安全柵、室内用安全マット、防犯カメラ 等)
室内遊具(すべり台、クッション遊具、玩具 等)
その他保育活動に必要な備品(什器類(テーブル、椅子、ベビーベット) 等)

【補助上限額】 定員に応じて最大300万円

【補助率】 10/10



国の整備目標の上方修正や都内での整備の進展状況を踏まえ、引き続き円滑な開設を促すため、当初予算の規模を拡大して対応します。

3 企業主導型保育における地域枠の確保・拡大を支援します

【これまでの状況】

- 平成28年度に開始した企業主導型保育事業は、国から設置者に対して直接運営費が補助される仕組みを特徴とし、区市町村が関与せずに運営することが可能となっていました。
- 平成29年6月に国が公表した「子育て安心プラン」において、これまで50%としていた企業主導型保育事業の地域枠を、上限を超えた弾力的運用を可能とすることとしました。

新たな展開

- 保育士等キャリアアップ補助金の補助対象に、企業主導型保育事業の地域枠分を追加し、区市町村を通じて、企業主導型保育事業で働く保育従事者の処遇改善を支援します。

企業主導型保育事業



地域枠について連携



区市町村



処遇改善経費を支援



東京都



処遇改善経費を支援

- 保育従事者の処遇改善が進むことに加え、保育ニーズが多い地域において、地域枠の拡大による受け皿確保が期待されます。

4 区市町村の要望を踏まえ、補助の充実を図ります

【区市町村からの要望内容】

- 賃貸物件を活用して保育所を整備する場合の防音壁設置費用や、園庭の砂塵防止対策としての人工芝設置費用は、国の補助対象外となっており、事業者の負担となっている。
- 保育所の整備・運営を円滑に進めるための都心部特有の課題について対策を検討してほしい。

(平成29年4月開催の待機児童解消緊急対策会議における意見)

新たな展開

- 住宅密集地などにおいて保育所の整備・運営を円滑に進めるため、「賃貸物件を活用して保育所を整備する場合の防音壁設置費用」や「園庭の砂塵防止対策としての人工芝設置費用」などを都独自に補助します。

【補助対象施設】認可保育所、認証保育所

【補助上限額】 644.4万円

【補助率】 1/2

※他の補助制度の対象となっている費用を除きます。

項目	防音壁設置費用		その他、地域の住民との調整で必要となる外構工事費等	
	自己所有物件	賃貸物件	本体工事費・防犯対策費用 (門、フェンス等)	左記以外
国制度による補助	○	×	○	×
新たな都独自補助	-	○	-	○

5 保育従事者の負担を軽減するため、保育所等におけるICT化を促進します

【国の制度】

○平成27年度から、保育所等における保育士の業務負担の軽減を図るため、保育業務支援システムを導入する保育事業者に対し、必要となる費用の一部を補助していました。(平成28年度事業終了)

【補助対象施設】 認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の各事業(居宅訪問型保育事業を除く。) など

【補助上限額】 100万円

【負担割合】 国 3/4 区市町村1/4



追加の取組

○国制度の終了を踏まえ、未導入の認可保育所や、国制度の対象外であった認証保育所等に対し、平成29年度から都独自に補助を開始しています。また、保育業務支援システムの導入状況を踏まえ、補助上限額を見直しています。

【補助対象施設】 (国制度未活用の)認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の各事業(居宅訪問型保育事業を除く。)、認証保育所 など

【補助上限額】 200万円

【負担割合】 都 3/4 区市町村1/4



当初予算で想定した規模を上回る需要が確認されたことから、規模を拡大して対応します。

6 保育士の確保・定着を図るため、保育士修学資金貸付等事業を拡充します

新たな展開

- 潜在保育士の再就職支援のための就職準備金を倍増するとともに、勤務環境改善のための保育補助者の雇上支援を拡充するほか、未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援事業の利用料金の貸付を新たに開始します。



潜在保育士等の再就職支援

■ 再就職準備金の拡充

潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付額を倍増

20万円 ⇒ 40万円 (1人1回限り) ※ 就職後、2年間勤務で返還免除

保育補助者雇い上げの支援

■ 保育補助者の複数名配置

保育補助者を2名以上雇用する場合の貸付額を拡充

295.3万円 + 221.5万円 (年額上限)

※ 貸付期間は最長3年間で、保育補助者が保育士資格取得により返還免除

※ 都独自の認証保育所も対象

未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援

■ 利用料金の一部支援

保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士が、勤務時間(早朝又は夜間)により、子供の預け先がない場合にファミリー・サポート・センターやベビーシッターを利用する際の利用料金の一部を支援

※ 貸付期間は最長2年間で、利用料の半分(年額12.3万円上限)を貸付

※ 2年間勤務で返還免除

7 保育所等における児童の安全対策を一層強化します

【現状及び課題】

- 国は、保育所等において死亡事故が継続的に生じている状況を踏まえ、平成28年3月、事故防止等のガイドラインを策定しました。
- 都は国のガイドラインに従い、認可外保育施設で発生した午睡中の死亡事故について検証し、本年3月に報告書を取りまとめ、うつぶせ寝のリスク等や安全確認の重要性を広く周知しました。
- 事故防止に対する意識は高まりつつあるものの、その一方で、事故防止策の強化に伴う保育従事職員の身体的、心理的な負担が増加しています。

新たな展開

- 監視モニターやベビーセンサー等の設備の導入を促進し、保育従事職員が行う午睡チェックを補強することで児童の安全対策を一層強化するとともに、保育従事職員の心理的な負担の軽減を図ります。

⇒ 補助上限額 100万円 : 補助率 10/10



今後の待機児童解消に向けた取組

- 今回、公表した追加対策は、速やかに区市町村に周知を行い、待機児童解消に向けた区市町村の取組を支援していきます。
- 待機児童対策に向けた施策の実施手法や効果については、引き続き利用者の視点から、逐次、点検・評価していきます。
- 現在、都内約3万8千世帯及び働き方改革に取り組む企業200社を対象に「保育ニーズ実態調査」を行っており、その結果や区市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し等を踏まえ、「2020年に向けた実行プラン」で定めた保育サービスの整備目標を改めて検証し、来年3月、「東京都子供・子育て支援総合計画」を改定します。

